

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第133号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第72号）附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成18年9月30日とする。

### 目次

#### 規 則

|  |   |
|--|---|
| ○北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則<br>.....（環境政策課）         | 1 |
| ○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則<br>.....（建設部総務課）         | 1 |
| ○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....（建設部総務課） | 1 |

### 規 則

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第131号

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第64号）の施行期日は、平成18年9月30日とする。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第132号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第71号）の施行期日は、平成18年9月30日とする。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

